

新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）を委託する事業者を選定するために行う「公募型プロポーザル方式」について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名 新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）

（２）業務内容

別紙「新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務（令和８年度）に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

ただし、上記期間前に本業務の目的を達成する計画が提案された場合は、本院と受託者が協議のうえ、当該期間を短縮することができるものとする。

（４）委託上限額

４，９５０千円（消費税及び地方消費税含む）

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 実施スケジュール概要

内容	期日	備考
公募開始（公告）	令和８年８月６日（木）	本院ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和８年８月１２日（水）	１７時までに経営企画課メールへ
質問書の回答	令和８年８月１８日（火）	１７時までに本院ホームページに掲載
参加申込の期限	令和８年８月１９日（水）	持参（１７時まで） 又は郵送（書留郵便：必着）
参加資格 確認結果通知	令和８年８月２０日（木）	申込者あてメールで通知
提案書の提出期限	令和８年８月２４日（月）	持参（１７時まで） 又は郵送（書留郵便：必着）
選定結果の通知	令和８年８月２８日（金） （予定）	申込者あて郵送 １４時までに本院ホームページに掲載
契約締結	令和８年８月末（予定）	

5 本院からの資料の提供

本院ホームページに掲載している決算書等各種データのほか、以下の資料を提供することができる。

希望する者は「18 問い合わせ・書類等提出先」まで電子メールにて希望する資料名を記載して申し込むこと。

- ・新潟市民病院収支改善計画（令和 7 年度策定）
- ・令和 7 年度地方公営企業決算状況調査資料
- ・令和 7 年度看護部部署別超過勤務時間集計表
- ・病棟別診療科病床数

6 質疑応答

（1）質問受付期限

令和 8 年 8 月 1 2 日（水） 1 7 時まで

（2）質問提出書類

質問書（様式第 5 号）に必要事項を記載

（3）質問提出方法

本院経営企画課あての電子メールにて、件名に「看護部業務改善実行支援業務プロポーザルに関する質問（企業名）」と記して質問書を送付（keiei.ch@city.niigata.lg.jp）

送付した際は、本院に電話し到着確認をすること。

来院、電話等での個別の質問は受け付けない。

評価等に影響を及ぼすおそれがある内容についての質問は受け付けない。

（4）回答日時

令和 8 年 8 月 1 8 日（火） 1 7 時まで

（5）回答方法

本院ホームページに掲載

（6）特記事項

質問に対し回答した内容については実施要領・仕様書の追加・訂正とみなすこと。

7 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- （1）令和 8 年 8 月 1 日現在、過去 3 か年において、一般病床 300 床以上の公立病院（地方独立行政法人立含む）の経営支援業務等を受託した実績があり、同業務を十分理解したうえ、これに対応できる体制があること。
- （2）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- （3）新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受

けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 代表者又は役員等が新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本院の指示に柔軟に対応できること。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

8 参加申込手続

本業務に係るプロポーザルの参加意思を確認するため、次の各号により提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月19日(水) 17時まで

(2) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号) 1部
- ② 会社概要(様式第2号) 1部
- ③ 業務実績報告書(様式第3号) 1部
- ④ 実施体制調書(様式第4号) 1部

(3) 提出先

「18 問い合わせ・書類等提出先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便その他これに準じる方法により提出期限までに到着したものを有効とする。

9 参加資格確認結果通知

令和8年8月20日(木)までに、申込者あてに「参加申込書(様式第1号)」に記載された電子メールアドレスに通知する。

10 提案書の提出

「9 参加資格確認結果通知」にて参加を認められた者は次のとおり提案書を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月24日(月) 17時まで 必着

(2) 提出書類

① 提案書（任意様式）

表紙に提案者の団体名を記載したものを1部、記載していないもの11部

② 見積書（様式第6号） 1部

(3) 提出先

「18 問い合わせ・書類等提出先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便その他これに準じる方法により提出期限までに到着したものを有効とする。

(5) 作成にあたっての留意事項

参加者の名称を記載しないこと。（表紙は（2）の①による）

11 審査

- (1) 本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書について、新潟市民病院看護部業務改善実行支援業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が書類審査を行い、契約予定事業者を選定する。

なお、提案に対する質疑及び補足説明を受けるため、必要に応じて面談ヒアリングを行うことがある。

(2) 評価方法

「12 選定基準」により評価し、総評価得点が最上位の者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。最高得点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに、見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

(3) 特記事項

事業者が1社であっても本プロポーザルは成立するが、選定については審査委員会で決定することとし、評価が配点の6割に満たない場合は選定しない場合がある。

12 選定基準

下表の「評価のポイント」欄に基づき、それぞれ次の5段階で評価し、各委員の評価点の合計で順位を決定する。

A：優秀（配点×1.0）、B：満足（配点×0.8）、C：平均的（配点×0.6）

D：物足りない（配点×0.4）、E：劣っている（配点×0.2）

評価項目	評価のポイント	配点
企画の的確性	本院の特性や仕様書の内容に即した提案か	150

実施体制	提案内容を実施するための管理体制・人員配置はどうか(当該業務実施にあたり適切な人材・人員が配置されているか。)	60
実施方法	スケジュールは適切か 業務量調査を行う場合、可能な限り本来業務に支障を与えないような簡易な手法であるか 実行支援にあたり、看護部職員をはじめ他職種との調整をどのように進めていくか	150
取組内容	具体的で実現可能性が高いか (他病院での成果事例など)	180
経済性	配点×(提案のあった最低見積額/提案者見積額)	60
合 計		600

13 選定結果の通知

(1) 時期等

令和8年8月28日(金)に、プロポーザルに参加した者全者に次の事項を書面にて郵便で発送する予定

- ・ 当該参加者の得点
- ・ 優先交渉権者名と得点
- ・ その他の参加者の名称の無い得点一覧

(2) 公表

選考経過は非公開とするが、発送の同日14時までに本院ホームページに上記(1)の事項を掲載する

(3) 審査結果

参加者は、公募型プロポーザルの審査結果に異議を申し立てることはできない。

14 失格事項

(1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 参加申込書提出後「7 参加資格要件」を満たさないことが判明した者
- ② 提案書提出期限に遅れた者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ④ 参加申込書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に選定委員会委員長、委員及び事務局職員に不正な接触を行った者又は本選定に関して直接的又は間接的に援助を要求した者
- ⑤ 本要領に反する等の選定にあたり不正な行為があり、公正公平な選定が行うことができないと選定委員会が認めた者

- ⑥ 法人、その代表者及び従業員が、参加申込書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと選定委員会が認めた者

(2) 次のいずれかに該当した者は、選定委員会で審議の上、失格とすることができる。

- ① 本要領に適合しない書類を提出した者
- ② 本要領又は仕様書に掲げる条件等に著しく適合しない提案を行った者
- ③ 提案すべき事項の全部又は一部を提案しなかった者

15 契約の締結等

(1) 契約方法

優先交渉権者は、本院と契約内容・方法等詳細について協議する。

なお、協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が契約を辞退した場合には次点の事業者と契約交渉を行うことがある。

(2) 契約内容

最終的な契約内容及び金額については、審査後、優先交渉権者と本院との間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定するものとする。

なお、提案資料及び提案内容については、見積金額内で遂行することを確約したものとみなす。

16 提出された書類について

(1) 内容の確認等のため、ヒアリングや追加資料等の提出を求める場合がある。

(2) 提出された書類について、修正、変更又は追加は認めない。

ただし、やむを得ない理由により修正、変更又は追加が生じた場合で、本院が承諾したもののについてはこの限りではない。記載内容の修正、変更又は追加を行う場合は、提出された書類を一旦取り下げて再度提出するものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。

ただし、新潟市情報公開条例の規定による請求に基づき、公開することがあるが、公にすることで、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は全部又は一部が非公開となる場合がある。

17 その他

(1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本院に請求することはできない。

(2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第7号）を提出するものとする。

- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより本院が無償で利用できるものとする。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消又は契約を解除することがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

18 問い合わせ・書類等提出先

新潟市民病院 経営企画課 担当：北村、神蔵

〒950-1197 新潟市中央区鐘木 463 番地 7

TEL 025-281-5151 (代表) 内線 3301 3303

FAX 025-281-5187

メールアドレス：keiei.ch@city.niigata.lg.jp